安芸太田町商工会青年部規約

（適用の範囲）
第１条　安芸太田町商工会定款その他に別段の定めのあるもののほかこの規約による。
（目　　的）
第２条　商工会の事業を積極的に推進するとともに、商工業の後継者たるべき青年の経営者としての資質を向上させ、もって商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。
（名　　称）
第３条　本部は、安芸太田町商工会青年部（以下「青年部」という。）と称する。
（事　　業）
第４条　青年部は、商工会定款第５１条に基づき次の事業を行なう。
（１）　研修活動に関すること。
（２）　調査研究活動に関すること。
（３）　広報及び意見活動に関すること。
（４）　地域活動に関すること。
（５）　社会一般の福祉の増進に関すること。
（６）　前各号に掲げるもののほか、商工会の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。
２．前項の他、青年部の目的達成に必要な事業を行なう。
（部員の資格）
第5条　青年部員たる資格は、商工会定款第５０条に基づき次の者とする。
（１）　青年部員たる資格を有する者は、商工会の会員たる商工業者（法人にあってはその役員）又はその親族であり、かつ、その会員の営む事業に従事する者であって、年齢４５才以下の者とする。
（加　　入）
第６条　部員の資格を有する者は、所定の加入手続きにより加入することができる。
２．前項の加入の諾否は、常任委員会において決する。
３．常任委員会は前項を決するとき、正当な理由なしにその加入を拒むことができない。
（会　　計）
第７条　青年部の事業年度は、毎年４月１日より翌年３月３１日までとする。
２．青年部の経費は、部会費、賦課金、補助金及びその他の収入をもってあてる。
（部　会　費）
第８条　部員は、毎年所定の納期までに部会費を納入するものとする。
２．前項の部会費並びにその払い込み方法は、常任委員会の決議を経て別に定める。
（脱　　退）
第９条　部員は次の場合には脱退する。
（１）　部員たる資格を喪失した場合。
（２）　死亡した場合。
（３）　除名された場合。
２．前項の場合のほか、脱退しようとする部員は、常任委員会の承認をうけ、その月末で脱退することができる。
（届　　出）
第１０条　部員は次の各号の一に該当するときは、その旨を、部長に届出なければならない。
（１）　氏名または、住所地に変更があったとき。
（２）　事業所の名称または、住所地に変更があったとき。
（役　　員）
第１１条　青年部に、次の役員を置く。
（１）　部　　長　　１人
（２）　副 部 長　　２人
（３）　常任委員　　８人以内
（４）　監査委員　　２人

（役員の職務）
第１２条　部長は、部を代表し、部を総理する。
２．副部長は、部長を補佐し、あらかじめ部長の定める順位により、部長に事故があるときはその職務を代理し、部長が欠員のときはその職務を行なう。
３．常任委員は、部長及び副部長を補佐し、部の運営に従事する。
４．監査委員は、部の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を部員総会に報告する。
（役員の任免）
第１３条　役員は、部員総会において部員の互選により選任し、又は解任するものとする。
２．部長及び副部長は、商工会定款第５２条に基づき、理事会の承認を得る者とする。
（役員の任期）
第１４条　役員の任期は２年とする。但し、再任を妨げない。
２．任期の満了、辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行なうものとする。
３．補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
（議　決　権）
第１５条　部員は、各々１個の議決権を有する。
２．部員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
３．前項の代理人は、議決権を行使する前にその代理権を証する書面を部長に提出しなければならない。
（部員総会）
第１６条　総会は、通常総会及び、臨時総会とする。
２．通常総会は、事業年度終了後２ヶ月以内、臨時総会は、部長が必要と認めたときに部長の召集により開催する。
３．総会は委任状を含めて部員の半数以上の出席により成立する。
４．総会の議事は、出席者の過半数で決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。但し、委任状はその数に加えないものとする。
５．総会の議長は、部長がこれに当たる。
（総会の決議事項）
第１７条　この規約で別に定めるもののほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。
（１）　規約の変更及び設定、廃止。
（２）　事業計画及び収支予算の決定、又は変更。
（３）　事業報告及び収支決算の承認。
（４）　その他総会に討議すべき事項。
（常任委員会）
第１８条　本部に常任委員会を置く。
２．常任委員会は、部長及び副部長、常任委員の全員をもって組織する。
３．常任委員会は、部長が必要と認めたとき召集する。
４．第１６条第３項から第５項まで（総会）の規程は、常任委員会で準用する。
（常任委員会の決議事項）
第１９条　常任委員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。
（１）　総会に提出する議案。
（２）　その他業務に関し常任委員会が必要と認める事項。
（顧問及び参与）
第２０条　本部に、顧問及び参与を置くことができる。
２．顧問及び参与は、常任委員会の同意を得て部長が委嘱する。
（賛助会員）
第２１条　本部の事業及び運営を、円滑かつ効果的に行なうため、賛助会員を置くことができる。
２．賛助会員は、原則として青年部の卒業生又は青年部の趣旨に賛同するものであり、かつ、５０歳以下の者とする。
３．その他賛助会員について必要な事項は、常任委員会により別に定める。

（支部の設置）
第２２条　青年部に支部を置くことができる。

（支部の役員）
第２３条　支部には、次の役員を置く。
（１）支 部 長　　１人
（２）副支部長　　若干名
（３）評議委員　　若干名
（４）支部監査　　若干名
（支部の活動）
第２４条　支部地域内の実情にあわせ、必要な事業を実施する。
２　支部事業実施における会計は、各支部で処理をする。
（戒告及び除名）
第２５条　この規約に違反し、又は青年部の対面をけがす行為のあった部員に対しては、常任委員会の決議を経て戒告及び除名をすることができる。
（そ　の　他）
第２６条　この規約に定めのない事項については、常任委員会の議決を経て別に定める。
附　　則
（実施の時期）
１．この規約は、平成２２年４月１日より実施する。
（任期の特例）
２．発足当時の役員の任期は、第 14 条（役員の任期）の規定にかかわらず、平成 23 年度の通常総会までとする。
（実施の時期）
１．この規約の一部改正は、定款変更認可の日（平成２６年６月１６日）から実施する。
（第５条第１号）